

校長 倉島 敬和

■足立区教育委員会の基本方針

足立区教育委員会は、次代を担う子どもたちのたくましく生き抜く力を育み、教育目標を達成するため、以下の基本方針に基づき重点的に施策を展開します。

- I 就学前教育を充実し、心とからだの健やかな育ちを支える
- II 基礎的・基本的な学力の定着と体力向上を目指す
- III 多様な体験の場と機会を提供し、学ぶ意欲を育てる
- IV 人権と生命を尊重する教育を推進する
- V 地域と協働し、家庭の教育力を高める

(平成23年3月31日 足立区教育委員会決定)より

■足立区教育大綱の基本理念

「～夢や希望を信じて生き抜く人づくり～」

I 誰もが子供を支える主役

教育を通じて「学び」の意欲と自己肯定感を喚起するとともに社会的な自立と自身の幸福を実現できる個々の人の「力」を育みます。

(平成28年2月策定 足立区)より

「足立区教育委員会の基本方針」、並びに、「足立区教育大綱の基本理念」及び、その理念の実現に向け策定された「足立区教育振興ビジョン」の行動計画を基に、区民の期待に応える学校教育を推進するため、以下の学校目標を掲げ、策を講じる。

I 足立区立加平小学校の基本理念

本校の教育は、足立区教育委員会の基本方針及び足立区教育大綱の基本理念に則り、区民の負託に応えるとともに、保護者・地域社会の要請を受けて、人権を大切にした教育を基調に推進する。

本年度も、新しい生活様式の中でも様々な工夫・改善を行い、児童一人一人のやる気を引き出し、自ら考え行動することを通して、「豊かな心の育成」「学力の向上」、「体力・運動能力等の向上」を目指して教育活動を進める。併せて、教職員一人一人の授業力の確実な向上を図る。

校長を中心に管理職・主幹教諭・主任教諭・教諭のラインを活用して組織的に、迅速かつ的確に対応していくことが学校運営の要である。そのために、全職員の協力体制(「チーム加平」としての協働体制)が不可欠であり、持続可能な学校運営を推進するためにも教員一人一人が主体的に学校運営に参画できるよう常に最新の情報を共有し組織的な学校運営を推進する。加えて、教員が個々にもっている専門性を発揮できるよう、一層、全職員の協力体制を強固なものとする。

2 足立区立加平小学校の教育目標及び目指す子供像

人間尊重の精神を基本とし、心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かな児童の育成を目指し、次の三項目を教育目標とする。(知・徳・体の調和のとれた人づくり)

○思いやりのある子 ○よく考える子 ○たくましい子

3 学校経営の基本

学校は、子供たちに意図的・計画的・組織的に教育を行う場である。加平小学校の教育目標を達成するために「子供にとって何が大切か」を判断し、地域の宝である次代を担う子供たち一人一人を大切にしたい学校づくりをする。(学校は子供たちのためにある)

4 目指す学校像

キャッチフレーズ

『 笑顔輝く加平小学校 (みんなが仲のよい学級・学年・学校) 』

次代を担う全ての子供に「学ぶ事が楽しい」「友達との関わりが楽しい」「学校が楽しい」と実感させる教育を実現させるため、加平小学校は、二つの学びの場(通常学級・ひまわり教室)において、教職員が「チーム加平」として一丸となって、以下のような加平小学校を実現する。

(1) 子供が学びたくなる、明るく楽しい学校

～「温かい心」(敬愛・思いやり・感謝)を育てる学校～

～夢や希望の自己実現がかなう「確かな力」「豊かな感性」「しなやかな心と体」を育てる学校～

- やる気がわき、わかりやすい学習
- 規律が守られ、いじめや差別のない教室
- 友だちや先生と遊んだり仕事をしたりできる学校
- 一人一人が自分の役割に責任をもち、協力し合える学校
- いろいろな人とふれあい、学び合い、達成感・成就感のもてる学校

(2) 保護者や地域の方が通わせたくなる学校

- ねらいを明確にしたきめ細やかな指導で確かな学力をつける学校
- 子供の安全と人権が守られている学校
- 礼儀正しく元気よく挨拶できる学校
- 施設設備が整備され開放される学校
- P T A活動に協力し、地域とともに歩む学校
- 保護者や地域の思いや願いを受け止め、学校教育に生かす努力を惜しまない学校

(3) 教職員が協働し、充実感と誇りのもてる学校

- 立場や責任を自覚して行動し、協働体制のある学校
- 互いの情報を共有し、理解と協力のもと、組織的に対応できる学校
- 主体性と創造性を尊重し、自分の目標を明確にして、専門性を発揮する教師集団
- 地域コミュニティの中心となるよう職員が個性を発揮し「地域への貢献性」を発揮する学校

5 目指す教職員像

(1) 子供のよさを認め・伸ばし、情熱をもって育むという信念をもつ教職員

- 人権尊重の理念を基に「みんなが仲のよいクラス」を目指す。
- 多様性(障害の有無、個人の性的指向や性自認も含め)の尊重を前提に、子供たち一人一人の良さ(個性)に目を向け、よさやがんばりが認め合える雰囲気をつくる。
- 「間違い」や「失敗」が認められる学級づくりをする。

(2) 協働性を重んじ組織の一員として自己の職責を果たすことができる教職員

- 互いの情報(初発の報告・経過報告・結果報告)を素早く共有し、戦略的な対応ができる。
- 持続可能な学校運営ができるよう互いの業務の進捗や課題を共有できる。
- 困ったときに相談ができる。互いに気遣い、尊重し合いながら協力して仕事ができる。

(3) 授業力向上のために、努力を惜しまない 教員

- 教材研究を確実に行き、ねらいを明確した授業を実践する。
- 研究授業の実施や日常における教員相互で授業参観等、互いに磨き合い高め合える。
- 若加平会(若手研修会)を実施する。(年8回 程度 講師:主任教諭以上 各1回程度)

(4) 課題を解決するために、主体的に考え、新たな発想を生み出すことのできる教職員

- 前例踏襲の発想ではなく「子供たちにとってどうか」の視点で考え行動する。
- 根拠をもって改善策や企画立案ができる。

(5) 考えや発想を、適時実践に移すとともに、自己評価を適切に行い研鑽する教職員

- 個の考えや思いではなく加平小学校学校経営方針(教育活動全体)を鑑み、組織の一員として自己の取組や担当業務を適宜振り返り、改善・実施ができる。

6 目指す子供像(教育目標より)

(1) 自分に自信をもち、友達を大切にできる子

教育活動全体を通して、基本的な生活習慣や規範意識を確実に身につける指導の充実を図るとともに、人間としての尊厳、自他の生命の尊重、倫理観などの道徳性を養い、法やルールを遵守する意味を理解し、主体的に判断し、適切に行動できる児童を育成する。

(2) めあてをもち、意欲的に学習する子

生涯にわたって夢や希望に向かって学び続け、自らの未来を切り拓いていけるよう、自ら課題意識をもち、自ら学ぶ力や判断力を身に付け、課題を解決することのできる児童を育成する。

(3) あきらめない強い心とやり遂げる体力のある子

生涯にわたって積極的に運動・スポーツに親しむ習慣や意欲、能力の育成を図る。加えて、運動を通じて体力の向上を図るとともに、望ましい食習慣など健康的な生活習慣を形成する取り組みを積極的に推進し、たくましく、活力のある生活を営むことができる児童を育成する。

7 今年度の取組目標と方策

教育目標を達成するための基本方針(骨子は教育課程編成第1表による)

- 1 人権と生命を尊重する教育の推進
- 2 基礎的・基本的な学力の定着
- 3 体力向上に向けた取組の推進
- 4 地域の特色に合った魅力ある教育活動の展開及び持続可能な学校運営の実現

上記、基本方針に込められている願いは、コロナ禍であっても、児童一人一人が「学びたくなる明る

く楽しい学校」、保護者や地域の方々が「通わせたい学校」、教職員が「協働性を重んじ、充実感と誇りをもてる学校」を目指し、「基礎・基本の定着を図る教育の推進」「創意工夫のある教育活動の推進」「地域と共に育てる教育の推進」「いじめ見逃し0の学校づくりの推進」である。

このことを基本に、持続可能な加平小学校を実現させるため、以下の取組目標と方策により教育目標を達成する。但し、コロナ禍の状況や感染対策上の制約やら実施できない取組も生じることがある。

(1) 基礎・基本の定着と確かな学力の育成(基礎的・基本的な学力の定着)

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、足立スタンダードを基に、誰もが分かる楽しい授業を目指し、「めあてを明確にし」「考え、伝え合い」「まとめて、ふり返る」授業を基本とし、教員の授業力向上を図る。

① 基礎的・基本的な事項の指導の徹底

習熟度別指導、繰り返しの学習や体験的な活動を計画的に行い、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る。

全教員による放課後補充教室(パワーアップタイム)、長期休業中の補充教室を実施することにより、個に応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図る。MIM-PMの取組においては毎月のアセスメントによる個別の配慮計画に基づいた個別指導を充実させ、基礎的・基本的な学力の定着を図る。年間2回、基礎学力定着度調査を実施する。

各教科において、基礎的・基本的な指導事項を明確にし、指導時間を十分に確保して計画的な指導を行う。また、個別最適化な学びを実現させるための補完的な役割として朝学習や補充教室、家庭学習等において、児童一人一人がタブレット端末を用いAIドリル、東京ベーシックドリル等のデジタル教材を効果的に活用する。加えて、年間を通して家庭学習を推進するとともに、「家庭学習のてびき」を作成し、これまでの紙ベースの宿題はもとよりタブレットを活用した宿題などを課すなど家庭学習の内容を工夫する。低学年20分・中学年40分・高学年60分の家庭学習に取り組めるようにする。

② 確かな学力の育成

学力調査の結果に基づき、つまずきのある児童を抽出し、「そだち指導」において抜き出し指導を実施していくことで確かな学力の定着を図る。加えて、校内漢字検定・計算検定(九九検定を含む)を実施するほか、「開かれた学校づくり協議会」と連携して開催している、漢字検定・数学検定を実施することにより、確かな学力の定着を図る。

③ 算数科習熟度別学習の実施による確かな学力の定着

加配教員を活用した習熟度別学習を全学年で実施し学力の定着を図る。算数習熟度指導担当者が中心となって「加平小学校算数習熟度指導計画」を策定する。また、担当者は各学級担任と指導方針や指導法について共通理解を図るとともに、日常の学習進度・習得状況を把握しながら児童一人一人の習熟に応じたきめ細かい指導を実施する。

④ 自己学習力を高めるための取組

児童一人一人が課題の発見と解決に向けて主体的・対話的な深い学びができるよう、「足立スタンダード」を基に、全ての教科、領域、様々な教育活動を通じて、意図的に主体的・対話的な学習や問題解決的な学習、協働的な学習場面を取り入れるとともに、言語活動を重視した授業展開を進めることで、児童一人一人の自己学習力を育てる。

⑤ 読書を楽しむ時間、読書から学ぶ時間の確保

年間指導計画に基づく「読書タイム」を設定し朝読書を継続して行う。教員や学校図書館ボランティアの協力による読み聞かせ活動、読み聞かせ集会、学校図書館の環境整備の充実、年三回の「読書旬間」などを通して、児童の読書への意欲を喚起し、主体的な読書活動を推進する。このことにより言葉を学び、感性を磨き、読解力、思考力を養うほか、読書の習慣を身に付け、本好きな児童を育てる。読書旬間での本の貯金の取組等を実施するとともに、学校図書館ボランティアとの連携を深めることにより、「学校図書館ボランティアによる読み聞かせ」を再開するなど図書整備・充実、読書活動の推進を図る。

⑥ 探究心や情報収集力、情報活用能力、表現力の育成

探究心や情報収集力、情報活用能力、表現力を育む取組の一つとして、足立区の施策である「図書館を使った調べる学習コンクール」にすすんで参加する他、新聞を活用した取組については、全校の児童には学校図書館、とりわけ第6学年の児童については教室で閲覧できるように環境を整える。新聞記事を活用し「選んだ理由、感想、考え」などを書くことで「思考力、判断力、表現力」を育てる。加えて、タブレット端末を活用していく中で、情報教育全体計画に基づき系統的に情報収集力、情報活用能力、表現力の育成を図る。

⑦ 「足立スタンダード」(問題解決型の授業)の実施

足立スタンダード(「授業におけるめあて」を明確にし、一人一人がしっかりと考え、子供同士で学び合う問題解決型の授業)に基づく授業実践により、授業の質向上に努め質の高い授業を提供できるよう取り組んでいく。

問題解決の学習過程を重視した足立スタンダードを活用した授業を展開するため、指導の連続性と、学び方の習得の観点から、ノートの取り方・板書計画を統一したものにす。また、考えを深め、人に伝え、学習や生活の場面で生かそうとする能力や態度の育成を目指す。そのために、学習課題や単元計画の工夫、授業における自力解決の場面において、既習事項を活用できる手立て(掲示物、板書、発問等)をとり、話し合い活動の充実を図る。さらに、習得したことを次の学習や生活の場面で生かせるように、単元や年間を通した授業計画を立てていく。

⑧ ICT機器の活用及び情報モラル、情報活用能力の育成

GIGAスクール構想の実現を目指し、1人1台タブレット端末を効果的に活用して、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できるよう授業改善の実現を図る。情報教育全体計画に基づき、各学年が習得すべきスキルを明らかにし系統的な指導を行う。また、タブレット内にある各アプリケーションをはじめAIドリルを積極的に活用していく。

ICT機器を活用した「わかり易い授業」の展開、多様な情報の収集等、各教科においてICT機器を効果的に活用し、授業改善を行うとともに、「SNS学校ルール」の理解を含めた情報モラルを確実に身に付けさせ、情報社会の一員としての自覚と判断力を育成する。さらに、家庭学習においても常時、タブレット端末を活用した課題等を実践し情報活用能力を育む。加えて、第6学年では、情報モラルに関する「セーフティ教室」を実施し、「SNS学校ルール」の理解、啓発を一層図る。

⑨ 多様な学習形態の実施

通常学級においては、交換授業、合同授業、算数習熟度別授業、栄養教諭・養護教諭と連携した授業、

外部人材を活用した授業など、多様な学習形態を工夫し、学びの環境を充実させる。

ひまわり教室においては、ひまわり教室担当教員・特別支援専門員・学級担任が指導内容を共有し、児童の状況に応じて、1対1、1対2～3、小集団、通常学級内での指導などを実施していく。

(2) 豊かな心と健康な体の育成

① 運動の日常化と体力づくり(体力向上に向けた取組の推進)の実施

新しい生活様式の中において、感染対策を講じていくことで年間を通じて外遊びを奨励する。全ての児童が等しく外に出て遊べるよう創意工夫するとともに、遊びを通して体を動かすことの楽しさを味わわせる。業間体育、体育朝会等で体力づくり、短縄、大縄、持久走など様々な運動を通して運動習慣の定着のための時間を設定する。「体力向上推進計画」に基づき、年間を通してクラスで長縄にチャレンジし、体力向上とクラスの連帯感を高める他、「加平ギネス」、「加平小体力向上キャンペーン」「校内ボッチャ大会」等を活用した体育的活動も充実させる。「足立区 beyond2020 マイベストプログラム」に基づき、体力テストで自己ベストを目指す中で、体力の向上と健康な生活の定着を図るため、行動変容に取り組めるよう環境を整える。特に、投力については、校内研修会や体育だよりで指導法の見直しと改善を図り、全学年を通じて系統的な指導を実践する。

② 生きる力の基本となる健康づくり推進

児童の健康づくりを推進するため、担任及び養護教諭、栄養士を要とした保健学習を計画的に実施する。日々の学校給食やお便り等を生かし、各学級で食育の取組を実施し、健全な食生活を実現するために必要な知識について理解を深めさせる。また、便りなどで家庭への啓発を図る。また、「もりもり給食ウイーク」に取り組み、残菜率の減少を目指すとともに、食の重要性について理解を深める機会とする。

③ 食育の推進

「食に関する指導の年間計画」に基づき、日々の学校給食やお便り等を生かし、各学級で食育の取組を実施し、健全な食生活を実現するために必要な知識について理解を深めさせる。加えてランチルーム使用を再開し食育の取組を充実させる。また、便りなどで家庭への啓発を図る。また、「もりもり給食ウイーク」に取り組み、残菜率の減少を目指すとともに、食の重要性について理解を深める機会とする。

④ オリンピック・パラリンピック教育の推進

オリンピック・パラリンピック教育の年間指導計画に基づき、オリンピック・パラリンピック学習教材や映像教材、書籍・情報等の補助教材の活用及び体験的な活動を通して、自己を肯定し自らの目標を達成する意欲と態度を育てる。また、「加平小学校 2020 レガシー」として、引き続きスポーツへの親しみや国際交流、障害者理解、ボランティアマインドの育成などを育む教育活動を実施する。

特に、「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」の5つの資質との関連の中で育成する。その中の「障害者理解」に関する具体的な取組として、障害者の有無に関わらず誰もが楽しめる障害者スポーツ、ボッチャを通じた交流活動を実施することで共生社会の意義を理解させる。

⑤ 人権教育の推進

教育活動全体を通して、人権と生命を尊重する教育を推進し、自主・自律及び協働の精神、規範意識、自他の大切さを認める心情、自尊感情、自己肯定感を育む。特に「温かい心」(敬愛・思いやり・感謝)や互いのよさを認め励まし合う態度など、互いの人権を尊重することができる児童を育てるために、特別

の教科道徳の時間はもとより、全教教育活動の中で、計画的に推進していくとともに、指導が必要な事項については一貫した指導の徹底を図る。具体的な取組として、「生命(いのち)の安全教育」の充実を図るとともに、「人権メッセージ」に取り組み、人権標語づくりや言葉を考えて花のメッセージカードづくり等を通して、人権メッセージ発表会にて発表をする。また、全児童に向けて、6年生の代表者が発表する。それを受け、各学級で人権について考え、言葉を考えて花のメッセージカードに書き、全校児童の人権意識を高める。また、年齢、LGBT、障がい、人種などにおいて多様性を理解し、一人一人の個性を尊重し合う態度を育てる。特に、性に関する多様性に関しては「性の多様性に関する困りごとマニュアル」を活用し正しい認識の中で指導にあたる。

各教科において取り上げる際には、当該教科のねらいを踏まえるとともに、児童の発達段階に配慮し、児童一人一人が人権課題を自分の問題として捉え、自己の生き方を考える契機となるよう、時期を捉え効果的に学習を進めていく。第6学年に関しては、社会科の学習を通して、人権課題である「同和問題」について理解するとともに、偏見や差別の不合理性に気づき、その解消に向けて自分ができることを考え、実践しようとする意識を高める。加えて12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を見据え、第6学年には11月に北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ「めぐみ」を視聴し、拉致被害者の現状を知り、その悲しみや苦しみに共感させることを通して、人権を尊重する心情や態度を育てる。

⑥ 全教育活動における道徳教育の実施

道徳教育推進教師を中心に、道徳教育の全体計画及び年間指導計画の改善・充実を図り、教員相互の授業参観、意見交換の場も設け、授業改善に努めることで、全教員が協力して道徳の授業を推進する。また、各教科、特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動等、全教育活動の中で、適切な指導を行っていく。特別の教科道徳の時間を、各学年の実態に応じて、適切に計画・実施する。

特に、「特別の教科 道徳」では、道徳教育の要として、児童の実態を踏まえ、計画的、発展的な指導を行う。自己をみつめ、物事を多面的・多角的に捉え、自己の生き方についての考え方を深める学習を通して、補充・深化・統合させながら、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。特に、人とのよりよいかかわりや自他の生命と人権を尊重する態度を育むとともに、道徳的諸価値についての理解を基に、心の教育を充実させていく。

年一回の「道徳授業地区公開講座」では、全クラスが授業公開を行い「ご家庭で話し合ってほしいこと」を配布し、道徳的諸価値について、児童が家族の経験や考えに触れ、更に自己の生き方について考えを深めることができるようにする。

また、「道徳授業地区公開講座」では、心の教育についての講演会を聞き意見交換の場を設けることで、家庭・地域・学校が一貫した姿勢で心の教育を行っていくようにする。

⑦ 基本的な生活習慣を確立させる取組の実施

児童が自分の行動を振り返り、見直すきっかけとするため、「み・そ・あ・じ」の取組を継続して実施することで、基本的な生活習慣を確立させる。また、保護者と連携し、基本的な生活習慣の定着を目指し、「ぱっぴー貯金箱」(デジタル化したもの)タブレットを用いて活用した家庭における生活習慣強化週間を年3回実施する。家庭において児童が自分の生活を振り返る事ができる機会を設定する。

「みは、身支度のみ。」、「そは、掃除のそ。」、「あは、挨拶のあ。」、「じは、時間・時刻のじ。」

加えて、徹底が不十分である、例えば、下駄箱の靴をそろえる、廊下は歩くなど、共通した指導事項については、「加平小のきまり」として学校全体で統一した指導を繰り返し行い、徹底を図っていく。

⑧ 日常的な挨拶運動等の実施

「笑顔輝く加平小」を目指して、日常的な挨拶運動を実施する。また、敬称を付けて友達を呼ぶなどの言語環境を整え、相手を思いやる心を育成する。教職員が率先して範を示し、児童と積極的にコミュニケーションを図るとともに、保護者・地域と一体になって、地域・PTA・学校が連携したあいさつ運動を年3回行い実践することにより、児童が、様々な場面で、適切な応対ができるようにする。また、児童が主体的に挨拶を交わす大切さの醸成を育むために挨拶運動を展開する。各クラス年間で一回、一週間程度役割を担い、クラスごとに工夫を凝らし朝の挨拶運動を実施する。

⑨ 特別支援教育の推進

全ての児童が、障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共に学校生活が過ごせるよう、児童一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導やきめ細やかな支援を充実させる。特別な支援を必要とする児童に対する適切な指導や校内体制を図るため、特別支援教育コーディネーターを中心に、巡回指導員や専門員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係諸機関、担任、保護者との連携を深める。加えて、「特別支援教室」（ひまわり教室）においては、児童の状況に応じたきめ細やかな指導を実施し、学習の様子を保護者に伝え、必要に応じて面談をすることを通して、家庭との連携を図る。

特別支援教育を円滑に実施するため、合理的配慮に基づいた、学校生活支援シートや個別指導計画を作成し、特別支援教室や在籍学級において巡回指導員や専門員と担任の連携を充実させ、個に応じた一貫した指導を図っていく。月1回の校内委員会開催し充実を図る。研修会やケース会議を実施し、教員の意識の向上を図る。また、個に応じた具体的支援を円滑に実施するために、巡回指導員や専門員と学級担任、保護者や、SC、関係機関との連携を図り、組織的に特別支援教育を推進する。また、「副籍制度」については、副籍ガイドブック等を活用し、特別支援学校との連携・交流活動を実施することで、共に生きる心を育む。

個々の児童に応じた指導を充実させるため「他者とのかかわりの基礎に関すること」、「他者の意図や感情の理解に関すること」、「自己の理解と行動の調整に関すること」を重点に、特別支援教育の理念や現状を教職員が理解し、支援を必要とする児童に対する教員一人一人の指導力や対応力の向上を図るため計画的に校内研修を実施する。

⑩ 異年齢集団による教育活動の実施

委員会・クラブ活動、縦割り班をはじめとした異年齢集団での活動や地域での体験活動を通して、異年齢集団とのかかわりを深め、思いやりの心を育む。自己理解を深め、課題をよりよく改善するとともに、集団の一員として望ましい人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度を育成する。

⑪ 未来に夢と希望をもつ子供の育成

キャリア教育全体計画を基に児童が学習課題や活動を選択したり、自らの将来について考えたりする機会を意図的、計画的に設け、全教育活動を通して児童の個性やコミュニケーション能力の伸長を図り、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成する。

地域の方々が勤労に携わる様子を調べる学習や、キャリア教育支援事業を活用した職業体験施設でのキャリア教育プログラム体験を通して、児童の職業観・勤労観、ボランティアマインドを育成する。

また、専門性の高い外部人材を積極的に活用した活動や様々な職業の人とのふれあい・交流する活動を通して、社会への貢献意欲や職業意識の向上など、子供たちが自ら高い「こころざし」をもち、その実現に向けて努力しようとする児童を育成する。そのために「夢デザインシート(キャリアパスポート)」

等を活用し、「目標を決め、取り組み、振り返る」という学習記録を残していく。児童の学習記録を基に、発達段階に応じた系統的な指導や自己理解を深める指導の工夫を行い、将来の生き方を考える態度を育成する。

⑫ 地域の特性を生かした体験的な活動の充実

特色ある教育活動年間指導計画に基づき、「六町駅前安全安心ステーション(通称「ろくまる」)」をはじめとする地域の施設や人材を活用した体験的な活動を実施することにより、児童の興味・関心を高め、学習への意欲付けを図るとともに、自分たちが住んでいる地域に愛着と誇りをもって生きていこうとする心情を育む。

⑬ 自然体験や文化・芸術体験等の実施

自然教室等の校外学習において自然体験を実施することで、自然環境に対する興味・関心、生命の尊重や自然を慈しむ態度を育む。また、「オーケストラ教室」「演劇鑑賞教室」等、文化・芸術等の本物に触れる機会の設定などにより、美しいものに感動する豊かな感性を培う。

⑭ 外国語教育(外国語科・外国語活動を含む)の充実

外国語活動担当教員を中心に小学校外国語活動アドバイザー・ALTと連携を図り、研修・教材整備を進めたり全教員が効果的な指導方法を習得したりすることで言語活動を通じた授業展開が実現できるよう授業改善を進める。各教科等との関連を踏まえ、年間指導計画等を作成し、児童の興味・関心を高めながら他教科等の学習で得た知識や体験を生かした活動を展開する。

外国語活動においては、コミュニケーションを行う目的や場面、取り扱う話題を明確にし、児童に必要感のある言語活動を設定する。コミュニケーションを図る楽しさを実感させるとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむ。また、他教科等との関連を踏まえ、指導内容と時期を配慮して年間指導計画等を作成し、児童の興味・関心を高めながら他教科等の学習で得た知識や体験を生かして活動する。

⑮ 日本の伝統文化・国際理解教育の充実

日本の古典、季節的行事や伝統文化体験を通して、自国の文化への興味・関心を高めるとともに、異文化を積極的に理解し、互いの違いを認め合い、尊重しようとする態度を育成する。

俳句や「加平小かるた」、「決まり字かるた」、「あだち環境かるた」の活用や席書会の実施等、伝統的な言語文化に関する指導を通して古典に親しみながら我が国の伝統と文化に対する理解と愛情を育む。

⑯ 校舎内外の美化活動、清掃活動や省エネルギー・エコ活動の実施

児童自らが、自分たちが学習する環境を整備することにより、児童の責任感・勤労の精神・愛校心を育成する。また、ビオトープや公園など地域の環境を題材として環境問題を身近な問題として捉えさせるとともに、SDGsを意識した省エネルギー・エコ活動の実施や「ペットボトルキャップの回収活動」等の実施を実施することで、持続可能な社会の担い手としての意欲と態度を育成・開発する。また、ボランティアマインドを培い、社会貢献力を育成する。

⑰ 地域の福祉施設や交流活等の実施

地域の福祉施設や特別支援学校との交流、「ユニセフ募金」などの活動を通して、児童に思いやりの心と自己の生き方についての考えを深めるようにする。また、それらの体験を通して、自分にできること

は何かを考え、社会の一員として、社会と関わる態度を育成し、主権者教育の充実を図る。

⑧ 安全教育の実施

教員の危機管理意識を高めるとともに、学校危機管理マニュアルを活用し、災害時・緊急時にとるべき行動、災害時に備えた生活、学校内外での安全な生活等について年間を通して、防災教育、健康・安全教育の充実を図る。

安全指導・避難訓練、不審者対応を計画的に実施する。特に非常事態が発生した際に適切な行動がとれるよう、あらゆるケースを想定した毎月の避難訓練を実際に近い形で実施することで、犯罪や事故、災害の危険を予測し回避する能力や他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育てる。

「地震と安全」「3・11を忘れない」「災害安全」「防災ノート」「マイタイムライン」等を活用し、災害時にとるべき行動、災害時に備えた生活等について指導する。

登下校時や、放課後子ども教室時等、学校内外における避難訓練の実施、災害時における児童の引き渡し方法の改善等を図り対応方法を高める。

8 今年度の取組目標と方策を支える基盤整備

(1) 安心・安全な学校づくり

① 児童の安心・安全を第一とした対応

児童の安全を第一に、日々の安全点検を怠らず、危険箇所については速やかに改善する。また、給食業務については、委託業者と連携を図りながら食材を吟味し、安心・安全な給食を提供する。特に食物アレルギー対応にはアレルギーマニュアルに基づき細心の注意を払い、保護者・児童、職員間で情報共有して誤食等事故の未然防止に努める。児童在校時には、全職員が児童看護を最優先する。また、土地改良に伴う区画整備、幹線道路近くの抜け道が学校周辺にあることを自覚し、交通事故0を目指した交通安全等の指導を徹底する。また、WebQU を効果的に活用し要支援群にある児童に対して速やかに組織的な対応ができるよう生活指導部をはじめ各種校内委員会、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー等と連携を図り迅速な解消を目指し、児童一人一人が安心して学校生活が過ごせるようにする。

② 子供の人権・生命を守る組織的な対応力の強化

子供の人権・生命尊重を守るため、長期休業明けの児童の様子や欠席状況を把握し、教職員全員で情報を共有する。教育相談コーディネーターを中心に子供たちの状況を把握し、教職員全員で情報を共有する。緊急度の高いケースは、臨時の校内委員会を開催し、改善策を検討する。具体的な支援の在り方などについて、教員の共通認識を高めるために、例えば「不登校対応研修」等、人権課題「子供」関わる「いじめ」「不登校」「児童虐待」等に関わる校内研修を実施することで組織的な対応力を高める。

教職員に求められる人権感覚を養うために人権教育プログラムを活用した校内「人権教育研修会」を開催する。教員同士が互いの人権感覚や人権意識を確かめ合いながら日常の教育活動において、児童同士が互いを尊重し合う態度で子供の人権を守る。また、日常の生活指導や特別の教科 道徳等を活用し「生命(いのち)の安全教育」の充実を図る。

「性の多様性に関する困りごと対応マニュアル(令和3年12月足立区発行)を活用し、性の多様性について理解を深めるとともに、実際に相談・配慮が必要なケースに対応できるよう校内相談窓口等の分掌を明らかにし組織的に対応する。

(1) いじめ問題に対する組織的な対応

全ての児童が生き生きとした学校生活を送れるよう、「加平小学校いじめ防止基本方針」に基付

き、「いじめ見逃し0」を合い言葉に、いじめの早期発見・早期解決に向けての取組、いじめの未然防止の取組に努める。

緊急な問題が発生した場合は、学校職員はもとより、PTA 本部、綾瀬警察署スクールサポーターにも協力を得て、迅速な支援体制をつくり組織的な対応を行う。

(2) 不登校問題に対する組織的な対応

全ての児童が楽しく学校生活が送れるよう、「加平小学校不登校対応マニュアル」に基付き、家庭連絡や家庭訪問を行い不登校の未然防止に努める。連続3日以上、累積5日以上欠席の児童については、「長期欠席児童・生徒状況表」、さらに、累積13日以上欠席児童については「長期欠席児童・生徒支援シート」を作成する。個票は、日頃の欠席状況を早めに把握し、校内で情報共有するとともに適切な登校支援の取組みに活用する。不登校に至ってしまった際には、校内委員会を活用して個々の状況に応じたきめ細やかな支援を継続的かつ組織的に実施する他、外部関係機関と積極的に連携し、組織的な対応を行うことで早期学校復帰をめざす。

(3) 児童虐待等の早期発見、迅速な対応

健康診断、毎日の健康観察、言動など、全職員で児童の些細な様子の変化を見逃さず、問題の早期発見に努める。問題が発覚した場合は、関係機関にすぐに連絡し、連携をとりながら解決に努める。校内では、生活指導連絡会及び校内委員会を定期的に行うことで情報交換を密にし、早期発見、迅速な対応を行う。

③ 教育環境の整備

児童が安全・良好な環境で学校生活を過ごすことができるよう、学校敷地内の美化・緑化に努めるとともに、常に廊下、教室等の環境を整える。加えて、廊下・教室内の掲示物を学習内容や時季を捉えて効果的に掲示する。

④ 災害時等における全職員の協力体制の確立

全職員が非常時に万全な体制で望めるよう、「危機管理マニュアル」の熟知はもとより想定外の事態にも対応できるよう、日頃から教員の危機管理意識を高める。また、有事の際に初動の情報収集を行うために、第一参集者を指名し、有事の際の学校施設の状況等を把握する。

(2) 組織力の向上

持続可能な加平小学校の学校運営を実現させるため、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくとともに、各々の分掌の詳細や事務量を明らかにする。加えてライフ・ワーク・バランスの観点から職層に見合った事務量の平準化を図る。更に、主幹会議、主任会、日常の様々な業務の進捗・相談等は主幹を軸にした文書決裁・指導・助言の徹底など、新しい生活様式の中でも持続可能な教育活動が展開できるよう、教育活動や日常の学校運営に関して見直しを行うことで、協働性ある組織力の高い学校を目指す。

協働性ある組織として

- ・キーワードは、「早期発見・早期対応」、そのために「報告、相談、連絡」と共通理解・共通実践を徹底する。特に報告に関しては「初発の報告」「経過報告」「結果報告」を徹底し組織体制で対応できる組織。
- ・対外的な行事（例えば、水泳・陸上・サッカー・バスケットボール・区小研主催の連合行事・か

へいまつり等)は、協力体制や役割分担等、運営・引率・指導方法を検討した上で何らかの形で全教職員の協力体制で行える組織。

- ・互いの仕事の進捗状況や課題、悩みを共有できる組織。

組織力の向上のため、多忙感の解消ができない実情を改善しなくてはならない。そのため、各担当が、これまでの教育活動を新たな視点で見直し回り、ねらいとする活動の価値を検討し、活動同士の統合や、廃止、変更などを積極的に行う。新しい時代にも対応できるよう指導時数のスリム化を図るとともに、子供たちに無理を強いないよう意図的・計画的な教育計画に改善していく。

① ライフ・ワーク・バランスの一層の推進

- ・週一回の定時退勤日(水曜日)の他、マイ定時退勤日を設定する。
- ・新規取組として、週一回(原則火曜日を5時間授業日の設定・会議設定なし)を行い、各自が自己の仕事をすすめることや有休取得が取りやすくてできるよう「プライベートタイム」を実施する。足立区が進める「あだちからの日」も含む。
- ・学校運営に支障を来さないこと前提に、積極的に有給休暇の取得を勧奨する。

② 「足立区立加平小学校管理運営規定」の徹底(別紙)

「足立区立加平小学校管理運営規定」を基に、円滑かつ効率的に学校運営をしていくことで組織力を高める。

③ 主幹教諭及び主任教諭を軸とした、確実な報告・連絡・相談体制の確立と組織対応力の向上

週二回、開催される主幹会議及び、それと連動して開催されるミドルリーダー(主任教諭層)会議(週二回)において、学校経営の進捗状況、校内の課題、今後の方針等の情報の共有化を図ることで組織対応力を高める。また、課題に対しては単独で対応しようとせず、主任教諭、主幹教諭または管理職に相談し、組織的に対応する。また、初発の報告、対応中の連絡や経過報告、結果報告等、鮮度のある情報共有を確実に行う。

④ 適切な進行管理と校務改善を目指した組織体制

主幹教諭を中心としたラインによる進行管理を徹底する。分掌内で十分に検討したものだけを企画会議の案件とし討議する。企画会議後は、主任教諭が学年会において確実に伝達する。また、日々の連絡はC4thの掲示板機能で行うことにより、全体での会議の削減及び会議時間等の短縮を図る。

⑤ 学校予算の計画的執行

「児童にとって効果的か否か」を判断基準に予算会議を行い、決定した予算を計画的かつ適切に執行し、購入したものは有効に活用する。校内における会議資料や配布資料等を電子化し、紙消費量の削減を図る。また、学校から発出される保護者への手紙類は、原則電子媒体にすることで一層のペーパーレス化を図る。私費会計の取り扱いについては、各学年の年間徴収計画を策定し、金融機関からの引き落としに変更することで、適切に入出金を管理していく。

⑥ 文書規定による確実な文書処理

「足立区立加平小学校管理運営規定」に基付き、円滑かつ効率的な学校運営が推進できるよう努める。例えば、学校が作成する文書については、文書決裁によって確実に内容を精査し、最終的には管理職の決裁終了後に発出する。また、文書收受を確実に行い、担当者への配布、職員への回覧等、確実に行う。

⑦教育相談、生活指導、スクールカウンセラー等との連携強化

特別支援教育コーディネーターを中心とした、特別支援教育委員会(校内委員会)を機能させ、課題への対応力を強化する。また、特別支援専門員、スクールカウンセラーと連携を図り、組織的な教育相談の充実を図る。更に、必要に応じてスクールソーシャルワーカー(SSW)や警察OB等、さまざまな専門性をもつ関係機関と連携を図り、きめ細かく対応していく。

(3)教職員の資質向上

① 自己申告シートによる目標設定及び実践

自己申告シートにより職層に応じた具体的な目標を定めて、その目標の達成のための具体的かつ実行可能な方策を考え実践する。そのことにより、学校経営の参画意識・協働意識を高める。また、教員一人一人の力量を高めるとともに、個々のキャリアプランの実現を目指す。

年間3回実施している自己申告に関わる授業観察においては、小中連携で掲げる研究主題を加味するとともにタブレット端末を効果的に活用した授業を実施することにより、校内の実績事例を蓄積させていく。将来的には、教材研究に関わる事務量を削減し、校務改善の一助としていく。

② 授業改善推進プラン、週ごとの指導計画に基づいた計画的な教育活動の実施

学力向上委員会を要として学力調査等の結果を分析するとともに、各教員は、そのエビデンスを基に、授業改善推進プランに実行可能な具体策を明示し、授業改善に努め、児童一人一人が「授業がわかる」「やればできる」などの達成感が味わえることができる授業を展開する。また、プランを実施していく中で見直しを図り実効性のある教育活動を展開する。週ごとの指導計画は、毎週末までに翌週の分を作成し毎時間の授業のねらい及び指導内容のほか、児童の安全管理に関する指導事項を明記するとともに、適正な時数管理を行いながら計画的な教育活動を実施する。

③ 授業改善・指導技術の向上

若手教員の育成担当を指名するとともに全職員が関わることにより、職員全体の資質・能力の向上を図る。また、小中連携に関わる授業研究を軸に、主体的・対話的な深い学びの実現に向けて学校全体の研究を推進する。また、「足立スタンダード」を基に、意図的に主体的・対話的な学習や問題解決的な学習を取り入れるとともに、効果的な指導の方法等を研さんすることで、自己学習力を高める授業を目指す。さらに、教員の専門性を生かしたOJT研修を計画的に実施することにより、実践的な技指導力を高めしていく。

④ 学び合う教員の育成

互いの授業を見合い学び合う事ができる職場風土を醸成する。また、教員の指導力を高めるために、小中連携で掲げる研究主題をもとに、教員各々が「育てたい子供像」を掲げ、自己申告の関わる授業(各教員年間3回)において授業実践を公開するとともに、年間60回以上ある授業実践の公開を活用し、各々5回以上の他の教員の授業を見合う事を実施する。また、区の教育研究会等、学校外の研修に積極的に参加し自己の課題解決や専門性の向上に努める。研修等の成果については、OJT研修等を活用し校内に還元する。

⑤ 教員のカリキュラムマネジメント力の向上

カリキュラムマネジメントを通して、教科等を横断した学習活動を展開し現代社会の課題を主体的に

学び解決していこうとする意欲を育むとともに SDGs を意識した持続可能な社会の担い手としての意欲と態度を育成・開発する。

そのため全ての教員で協働して教育課程編成、学校評価を実施していく中で、各々の取組を評価・点検する。加えて日常の教育活動を通して、新しい時代に求められる資質・能力(生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」の涵養)の在り方、また、改訂の視点である「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何ができるようになるのか」やなどについて、全ての教員が常時、考え実践していくことでカリキュラムマネジメント力を高めていく。

⑥ 教育公務員としてふさわしい、服装及び言動・人権感覚の醸成

学校内外を問わず、都民の目を意識して、教育公務員としての自覚をもって行動し、保護者・地域から信頼を得られるよう努める。加えて教職員の接遇マナー・人権感覚を高めていく。

⑧ 毎月のサービス事故防止研修等の実施

都民・区民・保護者の学校教育に対する信頼を担保するとともに、全ての児童が安心して学校に通うことができるよう、「個人情報保護に関する法律」や「東京都個人情報の保護に関する条例」に基づき個人情報の適切な管理の徹底を図る。また、「児童生徒等性暴力等の防止に関する法律」を遵守し、児童の尊厳を保持する。また、東京都教員委員会が発している「サービスに関する指導資料」、「いじめ、体罰、サービス(交通事故、体罰、個人情報の流出、セクハラなど)に関する資料」を活用し、課題に応じた研修を実施するとともに、処分発令の資料の回覧等日常的に啓発を行い、公務員としてのサービスを遵守させ、サービス事故をゼロにする。また、「3 ない運動～「さわらない・送らない・ふたりきりにならない」」を展開するとともに学校内に死角となるような場所を作らない、互いに声を掛け合う職場風土の醸成など、職場環境を整え、日常の職務を遂行させる。

(4) 地域との共育・協働(開かれた学校経営)

① 開かれた学校づくり協議会の実施

「開かれた学校づくり協議会」を中心に学校評価及び授業診断を実施し、教育活動の改善・充実を図る。学校・家庭・地域の連携・協働を高め、地域と共に育てる教育の推進と特色ある学校づくり、持続可能な学校運営組織の構築を進める。

例えば、開かれた学校づくり協議会の学校支援として、「挨拶運動」「加平みそ作り」、「漢字検定」、「算数検定」等を連携して開催する。

② スピード感をもって対応するため、ウェブ上で回答できるアンケートの実施

ウェブ上で回答できる保護者アンケートを必要に応じて実施する。また、「子供にとって」すぐに改善すべき事項が発生した際には、適宜ウェブ上のアンケート機能を活用し意向調査を実施する。意向調査等のエビデンスを参酌するとともに、学校として改善策を協議し、実行可能であると判断できれば即改善し、今後の学校経営に生かす。

③ 学校公開を実施

年間2回、5日間の「学校公開」及び「土曜日授業公開」(道徳授業地区公開講座、セーフティ教室等も含む)をはじめ、学校行事等の内容の工夫・改善を図り、保護者・地域等に教育活動の公開を行う。

④ 学校から発出される手紙類のデジタル化

これまで紙で配布していた学校たより等の手紙類をデジタル化する。そのため、学校配信メールを活用し「学校だより」をはじめとする学校からの手紙類が学校ホームページに掲載している旨を随時配信することで学校からの情報を周知する。そのためにホームページのレイアウトを工夫すること更新頻度を増やすことで、保護者へ新しい情報を発信していく。なお、地域へは従前通り紙媒体を配布する。

⑤ PTA 活動、地域行事等への積極的な参加及び協力

「かへいまつり」や地域で行われる様々な行事に積極的に協力する。また、PTA 活動に参加・協力することで、保護者との連携を深める。

⑥ 防災・不審者対策における保護者・地域との協力

地域の理解・協力を得て、安全マップを作成したり、大型地震を想定した引き渡し訓練・緊急時集団下校訓練等を実施したりする。災害時の避難所運営に関して、学校と地域が連携した避難所運営を組織する。また、児童が避難所運営訓練に参加・体験することにより、防災の知識・意識を高める。

⑦ 保護者・地域の協力による教育活動の充実

学校行事への参加の促し、保護者会や学校公開への参加、地域パトロール、図書ボランティア、安全マップ作り、開かれた学校づくり協議会主催の各行事など地域と連携した教育活動を推進する。

⑧ 幼保小連携・小中連携の推進

小中連携においては、学びの適時性・連続性を考慮した教育活動を推進する。指導の連続性、系統性を踏まえた授業改善を推進していく。

幼保小連携においては、近隣の幼稚園・保育園との連携に積極的に取り組む。近隣の保育園とは、例えば、生活科を中心とした交流活動や交流給食の実施や図書委員会児童による読み聞かせ、また、学校体験や学校行事への参観なども、感染状況等を鑑み実施する。

⑨ 関係諸機関との連携による諸問題の早期解決

区教育委員会をはじめとする関係諸機関と、積極的に連携し、諸問題に対して、適切かつ迅速な対応をすることにより、早期解決を図る。